

令和4年度
東京都福祉のまちづくり事業者団体等
連絡協議会

令和5年2月8日

(午後1時30分 開会)

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、本日はお忙しい中ご参加いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和4年度東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会を開催させていただきます。私は、本日事務局を担当いたします、福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、お手元の配付資料についてでございますが、会議次第にありますとおり、資料の1から9-3まで、参考資料は1から2までとなっております。委員の方々のご紹介につきましては、参考資料1、委員名簿の配付をもって代えさせていただきます。

次に、委員の参加状況についてご報告させていただきます。本日、ご参加いただいております委員の方をご紹介します。

東京都建築士事務所協会、小松委員。東京建設業協会、奥委員。東京バス協会、二井田委員。全国銀行協会、諏訪委員。東京都商店街振興組合連合会、島田委員。東京都興行生活衛生同業組合、野口委員。東京私立中学高等学校協会、星委員。アビリティーズ・ケアネット株式会社、中村委員。日本労働組合総連合会東京都連合会、真島委員。

以上、9名の委員の方にご参加をいただいております。

また、東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部、浅川委員の代理としまして、武田様。それから、日本民営鉄道協会、西尾委員の代理として網川様、東京ハイヤー・タクシー協会、門井委員の代理として、鈴木様にご参加をいただいているところでございます。

次に、東京都の出席者をご紹介します。

高橋生活福祉部長でございます。

○高橋生活福祉部長 高橋です。よろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 また、福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉保健局の兼務課長に任命されておりました、本日出席をしております。

では、議事に先立ちまして、生活福祉部長の高橋から一言ご挨拶を申し上げます。

○高橋生活福祉部長 ご紹介にあずかりました、生活福祉部長の高橋でございます。本日はお忙しい中、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

東京都は、平成7年に福祉のまちづくり条例を制定し、それに併せて本連絡協議会を設置いたしました。それ以降、約四半世紀にわたり本連絡協議会との意見交換を踏まえながら、福祉のまちづくりに関わる様々な施策を展開してまいりました。東京20

20大会開催を契機として、都内の鉄道・バス・タクシーなどの公共交通道路や建築物などにおいて、事業者の皆様のご理解とご協力、またその取組によりまして、ハード面のバリアフリー化が着実に進展しております。

また、誰もが必要な情報をスムーズに得るための情報バリアフリーの充実。「心のバリアフリー」のサポート企業との連携など、ソフト面の取組も進んでおります。バリアフリーに向けた皆様方のご尽力に大変感謝申し上げます。

さて、本日ですけども、本連絡協議会が第13期となりまして、第2回目の協議会でございます。今回は、先日承りました学識経験者、また事業者、障害者団体等のメンバーで構成する第13期の東京都まちづくり推進協議会から、10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進をテーマとした意見具申を受けましたので、概要の説明をさせていただきます。

また、昨年発行いたしました、多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブックのご紹介もさせていただきます。発行に際しまして、ご協力・ご対応をいただいた皆様にお礼を申し上げます。

加えまして、トイレの環境整備について、利用者から整備してほしいという強い声が寄せられている事例につきましてもご紹介いたします。この事例につきましては、昨年の都議会でも取り上げられたものでございまして、皆様のご協力をよろしく願いいたします。

そのほかにも、建築物バリアフリー条例における宿泊施設の見直しと、それを踏まえた福祉のまちづくり条例施行規則の改正案についてもご説明するほか、「心のバリアフリー」サポート企業連携事業の募集についてご協力をお願いさせていただく予定でございます。

事業者団体の皆様におかれては、本日の議事につきまして、ご所属の事業者の皆様への周知方、よろしく願いいたします。また、委員の皆様方より、各業界団体の代表者としての立場から、本日はご意見を伺えれば幸いと思っております。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 では、議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。

まず、この会議につきましては公開となっております。会議の議事録につきましては、東京都ホームページで後日公開をする予定となっております。

また、この会議はオンライン方式にて開催をしております。オンラインでご参加いただくに当たって、委員の皆様にご注意いただきたい点を申し上げます。

まず、イヤホン、またはヘッドホンをご用意いただける方は着用をお願いいたします。また、ご自身の発言以外のときは、マイクは常にオフの状態としていただければと思います。マイクをオンの状態のままにしますと、ご自身の周辺の環境の音が会場に聞こえてしまいますので、よろしくをお願いいたします。

また発言の際は、事前に利用マニュアルにおいてご案内しておりますWebexアプリの挙手機能をご使用いただくほか、画面上で挙手をいただいても結構でございます。

また、恐れ入りますが、ご発言される際には、冒頭に所属団体とお名前をおっしゃっていただくよう、よろしくをお願いいたします。

最後に、音声が聞こえないなどの不具合が発生した場合には、チャット機能をもちまして主催者を選択して、メッセージを送信いただければと思います。もしメッセージが送信できない場合は、事前にお送りしております事務局の小山のメールアドレス宛にメールをお送りいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

ではまず初めに、前回まで会長をお務めいただきました、東京都建築士事務所協会の前川委員の後任についてですが、同じく東京都建築士事務所協会の小松委員に交代していただいております。

会長職につきましても、もしよろしければ、東京都建築士事務所協会の小松委員に引き続きお受けいただければと事務局としては考えているところです。こちらについては、ご意見ありますでしょうか。もしご意見がございましたら、挙手ボタンでも、画面上にて手で○としていただいても結構ですので、お知らせいただければと思います。いかがでございましょうか。

(異議なし)

○田中福祉のまちづくり担当課長　　よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは異議なしということで、委員の皆様にご承認をいただきましたので、小松委員に、第13期の本連絡協議会会長をお願いしたいと存じます。早速ではございますが、小松会長から一言ご挨拶をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○小松会長　ただいまご推挙いただきました、東京都建築士事務所協会専務理事の小松でございます。皆様方と連携協力しながら、誰もが暮らしやすい、人にやさしい福祉のまちづくりの推進に向けて努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田中福祉のまちづくり担当課長　　小松会長、ありがとうございます。

それでは、これより先の進行につきましては小松会長にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○小松会長 それでは、議事に入りたいと思います。お手元の次第の3、議事に沿って進めてまいります。

議事（1）から（5）について事務局から説明し、それぞれの議事について質疑応答を挟む形で行いたいと思います。

では最初に（1）、10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について（意見具申）、この概要について事務局から説明をお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

それでは議事（1）につきまして、資料1を基にご説明させていただきます。

画面に共有させていただきますほか、事前にお配りしているものをご用意いただければと思います。

こちらが、10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進についてということで、先月1月31日に東京都福祉のまちづくり推進協議会から受けました意見具申の概要となっております。本文につきましては、現時点では東京都のホームページのほうに公開をしております。

事業者団体と連絡協議会の委員の皆様宛てに、印刷が終わりましたら、皆様のもとに本文の冊子をお送りさせていただく予定でございます。現在のところ、今月中旬以降の発送を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、意見具申の概要について、こちらのペーパーをもとにご説明をさせていただきますと思います。

一番上のところがございますのが、本意見具申の意義というところで、本文の中では、今後の方向性の基本的な考え方ということで整理をさせていただいている内容でございます。

この意見具申を受理する前に、東京2020大会があったというところで、東京2020大会の開催に向けては、ハード・ソフト両面から、バリアフリーを、様々な施策に事業者団体の皆様のご協力をいただきまして、取り組んでまいったところがございます。

今後10年後の東京を見据えてというところでございますけれども、東京2020大会を契機とした都市のレガシーとして、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、ハード・ソフト一体的な「ユニバーサ

ルデザインのまちづくり」が社会に浸透することを目指すということで、そのために必要なことについて、今後の方向性を提言いただいたという内容になってございます。

下にご覧いただけますように、全部で第3章までの3章構成となっております。

まず第1章については、左上にございますとおり、都における福祉のまちづくりのこれまでの進展ということで、振り返りの部分をまとめさせていただいております。

大きく三つの要素から要素が入ってございますが、一つ目が、福祉のまちづくりに関連した取組の経緯ということでございます。これにつきましては、福祉のまちづくり条例、これは平成7年に制定をしましたが、最新の動きとしましては、令和3年度に規則改正を行いまして、それまではだれでもトイレという名称を用いていたんですけれども、だれでもトイレ、多目的トイレ、多機能トイレ、今様々な機能が集中していることによって、利用者の方の集中も起きてしまうという課題がございましたので、規則改正の中でだれでもトイレという言葉がなくして、今後はそういう名称を使わずに、そのトイレに設けられた設備や機能についてピクトグラムで表示するというところで規則改正を行いましたので、そちらの最新の動きまでをこちらで記載をしているところでございます。

そのほかにも、手話言語条例などの関連法令、関連政策の最新の動きについても広くこちらで掲載をしているところです。

続きまして二つ目の要素ですけれども、福祉のまちづくり推進計画に基づいて、東京都の各政策を進めているというところでございます。現行の計画が令和5年度までの計画になっておりまして、関係各局と120の事業で構成をされております。この120事業について、最新の結果ということで、令和3年度末までの進捗状況、取組の成果について、各局の協力のもとまとめて、こちらの第1章のところに掲載をさせていただいているところでございます。こちらについては、資料1の次のページのところ以降4枚にわたりまして、東京2020大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況ということでまとめさせていただいております。

まず1枚目が、公共交通についてでございます。都内鉄道駅におきましては、エレベーターなどの設置によって1ルートを確保すると。それから視覚障害者誘導用ブロックを設置する、車椅子利用者対応トイレの設置をするということで、こちら下の囲みのところにありますとおり、平成25年末というのが、オリパラを招致した2013年になります。令和3年度末が、東京2020大会を開催した令和3年末ということで、この間どれだけ数値が変わったかということで整理をさせていただいております

が、もともと招致の年から鉄道駅取組については9割超えていたんですけども、それがもう100%に近い形になったということで、事業者の皆様積極的に取り組んでいただいた成果かと考えております。

それから1ルート確保をした後の取組としましても、複数の出入口ですとか、乗換経路におけるバリアフリールートの確保についても、都のほうで指名させていただいた優先整備の考え方に基づいて、各鉄道事業者の皆様のご協力のもと、計画的に推進ができてきているのかなという形でまとめさせていただいております。

続いて、ホームドアの整備についてでございます。こちらは2013年には30%だったものが、昨年末には5割ぐらいまで来ましたと。地下鉄に関しては8割を超えるというようところで整備が進んでおります。これまでは利用者が10万人以上のターミナル駅ですとか競技会場周辺の駅というところが中心でありましたが、大きくホームドアの整備が進んだというところがございます。

次に、路線バスの車両についてですけども、こちらについてはノンステップバスの普及ということで、招致の年には9割だったものが9割5分を超えたというところまで整備が進みました。こちら事業者の皆様のご協力のもと、これだけ進んだというところが言えるかと思えます。

それからタクシーにつきましても、環境性能が高くて、しかも車椅子のまま乗降できるユニバーサルデザインタクシーというところで、こちらはもともとはなくて、オリンピック・パラリンピックを契機に導入を進めていただいたというところで、目標であります1万3,000台、こちらを超える導入が進んだということで、オリパラを契機にして大きく利便性が向上したということになるかと思えます。ご協力ありがとうございます。

続きまして2枚目が道路・公園についてでございます。

まず道路につきましては、競技会場となっております周辺の道路を中心に、段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックと交差点のエスコートゾーン、これの連続的な整備が進みましたというところでは。

あと、利用者の多い主要駅周辺の都道などにおいては、無電柱化を行う際に、併せてバリアフリー化を行うということで、快適な歩行空間の形成ということが進んでいるところがございます。

公園につきましても、競技会場や練習会場となった都立公園、海上公園を中心に、沿道での勾配の改善、それからスロープ、手すりの設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置、トイレの洋式化などが大きく進んだというところがございます。

続きまして、3枚目が、建築物・面的整備等についてでございます。

ご案内のとおり、都立の競技会場につきましては、組織委員会が作りましたアクセシビリティ・ガイドラインに加えて、当事者の方、専門家の方などが参加したアクセシビリティ・ワークショップ、この中で様々なご意見をいただきまして、それを設計に反映して整備を進めたということがございます。

それから、東京都や区市町村のスポーツ施設、都庁舎、都立の学校、文化施設、公共住宅などにおいても、改修や新設の際にバリアフリー化が進展したということがございます。

それから宿泊施設につきましては、これまで車椅子利用者用客室という基準を、法律でも福祉のまちづくり条例の中でも設けていたんですけども、さらにバリアフリーを進めるということで、一般客室の整備基準。これは都市整備局の建築物バリアフリー条例、バリアフリー法の委任条例の中で整備基準として位置づけまして、その結果、補助事業のほうも設けさせていただいて、約3,200室を確保することができました。こちらにつきましても、宿泊施設の事業者の皆様にも多大なご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

それから、区市町村が作成したバリアフリー基本構想に基づく面的整備ということで、この建てつけとしまして、当事者の方の住民参加ということが位置づけられておりますので、基本構想に基づいて進めていただいている地域においては、既存の施設、既存の建築物なども含めてバリアフリー改修が進んでいるということが言えるところでございます。

続きまして、最後4ページ目になりますが、ソフト面としてまとめております。

2020大会の開催に向けて、障害の有無に関わらず互いに尊重し合える「共生社会の実現」を目指すということで、ソフト面では主に心のバリアフリー、それから情報バリアフリーについて進めてきたところがございます。

心のバリアフリーにつきましては、人々の意識の中で作り出され、社会環境にあるバリアをなくすために必要な行動を続けるという定義をさせていただいておりますけれども、その社会的機運を醸成するために、サポート企業連携事業、児童生徒を対象としたポスターコンクールなどを実施させていただいております。サポート企業の連携

事業に関しましては、多くの事業者の皆様に登録をいただき、また好事例についてもまとめていただきまして、こちらもご協力いただきまして大変ありがとうございます。

それから情報バリアフリーにつきましては、車椅子使用車対応トイレの情報をオープンデータ化して、都のカタログサイトに掲載をして、民間事業者などがアプリ開発しやすいような形で提供させていただいているところでございます。

また、ユニバーサルデザインナビにつきましては、各施設管理者の皆様が発信いただいているホームページ等の情報を、リンクをユニバーサルデザインナビのほうにポータルサイトとして貼らせていただいて、そちらの情報をもとに詳しい情報を、各施設管理者の皆様ページにアクセスできるということで整理をさせていただいているところでございます。こちらも多くの方々の皆様にご協力をいただいているところでございます。

観光につきましては、アクセシブル・ツーリズムということで、障害者、高齢者等が積極的に外出できるような環境を整備するというところで、観光ルート上の情報を、パンフレットですとかウェブサイトで情報発信するというようなことを進めているほか、街中の案内サインやウェブサイトにおいて多言語対応などを促進してきたというところでございます。

以上がこれまでの進捗状況ということで、第1章のところの2番目のところに入れさせていただいている内容でございます。

それから第1章の三つ目の要素としまして、福祉のまちづくりに関する都民の意識調査ということで、5年に一度ほど、福祉のまちづくりをテーマに意識調査を行っております。

令和3年度に実施をいたしまして、昨年の11月末に公表した内容で、アンケートに関する結果を第1章のところに入れております。

それから第2章についてですけれども、こちらは国等の動向ということでございます。平成26年に障害者権利条約の批准が行われたわけですが、それに向けて国内法の整備というのが進みました。障害者差別解消法ですとか障害者基本法などでございます。それから最新の動きとしましては、国連による総括所見が令和4年9月に出されておりますので、その内容についても掲載をしております。

それから、バリアフリー法の改正については、令和2年の5月以降の改正ということで、省令などが大きく変わった部分と、2020大会前後に各種のガイドラインというのが改定されておりますので、その改定の動きについて掲載をしております。

それから学校施設につきましては、災害時に避難所になるということがありますので、バリアフリー化を進めるということで、文科省のほうの指針が出るなどの動きがありましたので、そのご紹介をさせていただきます。

続きまして右側になりますが、第3章、バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性というところでございます。

こちらがまさしく推進協議会からいただいた提言の部分になりますが、五つの要素、項目で構成をしております。

まず一つ目でございますが、当事者参画のさらなる展開ということで、アクセシビリティ・ワークショップですとか、私ども都の事業としましても、住民点検を対象とした緊急推進事業というのを時限で行っておりました。

そういうのを元に、当事者参画の事例が大分集まってきましたので、そういう事例を検証して取組を行うためのポイント、例えば利用者側と事業者側それぞれのメリットですとか、どういう方法で進めるのがいいかとかという事例を集約するのがいいんじゃないかと。その上で、その事例を広く周知することによって、多様な当事者が参画する機会を増加させることが必要であるというような提言となっております。

それから二つ目の項目でございます。心のバリアフリーの理解促進ということでございますが、こちら現時点での心のバリアフリーという言葉の認知度ということでございますが、平成28年度には3割だったものが、先ほどご紹介した昨年度の意識調査、令和3年度で5割へということで、30%が50%に増えているというところでございます。

さらに、2030年度、令和12年度に75%を目指すということで、東京都のほうで策定しております総合計画である未来の東京戦略の中で目標に掲げさせていただいております。

50%から75%にさらに広げるというところになると、無関心だった方々の層にも広く働きかけていく必要があるということで、老若男女問わず多くの人の理解と実践にもつなげると。そのために必要なこととしては、それぞれイメージしやすいように多様な人々の生活シーンをイメージできる、具体的に街中でこういう場面に出くわすということイメージできるようなことを紹介しつつですね。あと、双方向でのコミ

コミュニケーションということで、サポートを申し出る側、それから受ける側、申し出る側だけじゃなくて受ける側もこういうコミュニケーションを取るのがいいですというように分かるやすく工夫して発信する必要があるだろうと。その上で共有を図る必要があるだろうということで提言いただいております。

それから、学校教育との連携についてでございますが、やはり障害をお持ちの当事者の方、それから障害のある児童生徒とない児童生徒との交流とかというところが非常に重要であるというところでございます。これは学校教育の中でカリキュラムとして組んでいくというところもでございますが、一方で、バリアフリー法の枠組みの中で、基本構想に基づく教育啓発特定事業を位置づけられるようになっておりますので、教育啓発特定事業を活用して、学校教育と連携を進めていくといったところも有効ではないかというような提言になっております。

次に三つ目の項目でございます。ソフト対策というところで、情報バリアフリーですとか人的サポートのさらなる充実というところでございます。

情報バリアフリーにつきましては、誰もが必要な情報をスムーズに入手できるようにということで、施設種別ごとに、どのような情報を発信するのが効果的なのかということ整理すると。例えばトイレに関しましては、設備のピクトグラム、どういう設備がそのトイレに備わっているかが分かると。ほかに写真などの画像データが発信されていれば、自分はこういうルートでアクセスして車椅子から便座に移乗できるとか、その他の視覚的な情報をもとに、自分がそのトイレを使えるかどうかということも分かりますので、そういったことも効果的であると。

トイレ以外にも、公園ですとかホテルですとか、それぞれの施設の種別に応じてどういった項目を発信すると利用者の方にとっていいかということ整理して共有すると。その上で、施設管理者の皆様にも自主的な発信をしていただくとか、それを行政が集めてオープンデータ化するとかいうところが進むのではないかというような提言となっております。

四つ目でございますが、生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進ということで、こちらは主にハード面をさらに進めるためにはというところでございます。

1点目がバリアフリー基本構想、こちら区市町村が作るものになっております。ほかにも全域などを対象にして、マスタープランを作る場合もあるかと思っておりますけれども、このようなものに連動して計画的に特定事業を行う場合に、どういう財政支援策が使えるかと。国費、都費、様々な制度があって非常に複雑で、行政分野が別れるとそれ

どれ使える補助金も違ったりというところの課題がありましたので、現在都市整備局のほうで、国費、都費などの財政支援策のリストというか、一覧表ということで作らせていただいております。こちらを基に、事業者の皆様にもどのような支援策を活用できるかということを見ていただくことができるようになりますので、こちらの周知を効果的に進めて、区市町村ですとか事業者の皆様と一体的な取組の促進を図るということは効果的ではないかという提言になっております。

それから鉄道駅につきましては、これまでご協力いただいたものをさらに延長ということで、ホームドアの設置ですとか、複数ルートにおけるエレベーター等によるバリアフリールートの設置などについて、行政としては引き続き支援させていただきますので、進めていただきたいという内容になっております。

あと道路につきましては、国道ですとか都道ですとか区市町村道、道路管理者が分かれるようなエリアというところもございしますが、道路管理者が複数に分かれる場合も密接に連携してバリアフリー化を進めるべきという内容になっております。

それから最後、五つ目が、防災対策と観光政策等におけるユニバーサルデザインの推進というところがございます。

避難所となる学校施設などにおいては、トイレや通路などのバリアフリー化を計画的に図っていただくというところで、ここも公立小中学校については、バリアフリー法の対象になって令和7年度までの整備目標というのも定められたということもございますし、実際ふだんは児童生徒、教職員の方とか特定少数の方が対象なんですが、災害時に避難所となった際には、地域の様々な方が避難することがあるということで、公共空間になるというところがございますので、意見具申の中ではトイレのバリアフリー化でどういう項目が有効かということもご紹介させていただいております。

それから情報保障につきましても、音声と文字両方を原則として情報発信するとか、多言語対応をすとかいったことが必要ではないかというような提言となっております。

最後に、アクセシブル・ツーリズムについては2025年、令和7年にデフリンピックを開催することが決まっております。今後も引き続き普及と機運の醸成ということで、これから外国人の方とか障害をお持ちの方、様々な方が街を訪れやすいようにというところで、街を移動するときですとか情報を取得するというところで、その連続性を高められるようにしていくべきではないかというような提言の規定となっております。

以上、ちょっと駆け足になりましたが、今回お受けしました意見具申の概要については以上になります。

○小松会長 はい、ありがとうございます。

ただいま議事（１）について説明していただきました。

それでは、議事（１）につきましてご意見、ご質問がある方はお願いいたします。

（なし）

○小松会長 よろしいでしょうか。

それでは続きまして（２）、多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブックについてです。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

それでは議事（２）、多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブックなどについてご説明させていただきます。

皆様のもとに、冊子については印刷が終わってからお送りをさせていただいたところでございますが、こちらもご説明の機会が設けられなかったもので、この事業者団体等連絡協議会の場をお借りして、改めてハンドブックの概要についてご説明をさせていただければと思っております。

こちら冊子の内容について、概要版の資料をご用意させていただいたので、こちらをもとにご説明をさせていただきたいと思っております。

電子データについては、福祉保健局のホームページにこちら記載しているところでご覧いただけますので、冊子が行き届かないところにつきましては恐れ入りますが、こちらのリンク先のほうご紹介いただければ大変助かります。

まず、ハンドブック作成の目的でございます。こちらについては、高齢者、障害者、乳幼児連れの方々などに加えて、最近では性的マイノリティの方ですとか、やはり多様なニーズを持つ方がいらっしゃいます。そういう方々がストレスなく利用できるトイレ環境を実現すると。そのためには、トイレ利用の困り事を解消できるような事例を紹介して、法令の設置基準とかというところは別にして、施設管理者の方々も含めて、様々な施設に自発的に取り組んでいただきたいということが目的でございます。

当然、全ての取組を全ての施設で行うとか、コストの問題ですとか物理的なスペースの問題とかいろいろなことがあるかと思っております。

ですがやはり、施設の規模ですとか用途などの状況ですとか、あと利用者の方が、どういう方がそのトイレを利用するかということに応じて、やはり何が望ましい整備なのかということも変わってきますので、そういう施設とか利用者の状況に応じて、必要に応じて事例を参考にさせていただきたいというところがございます。ハード・ソフト両面からというところですので、ハード面だけではなくてソフトの事例なども含めております。

その下にハンドブックの構成とございますが、STEP 1、STEP 2、STEP 3と三つになっております。STEP 1が現状と課題から考えるこれからのトイレづくりというところで、方向性について進めさせていただいております。STEP 2が主にハード面での取組、STEP 3はソフト面での取組ということでまとめさせていただいております。

STEP 1についてですけれども、先ほど規則の説明のところでも申し上げたとおり、これまでは様々な設備機能を多機能トイレ、だれでもトイレに集約していたというところがございます。ただ、利用が集中するですとか、なかなか利用しづらいということで、例えばオストメイトの方が車椅子利用者対応トイレを使うときに、外に車椅子利用者対応トイレの方が使っていないかとか、どうしても利用時間が長くなってしまうので、待たせていないか気になるというような、利用しづらいと感じる人がいるというような課題がございます。

また、最近出てきたニーズとしましては、この高齢化社会で介護をする方が増えているということで、おむつ交換などができる介助用ベッドを利用したいという方ですとか、あと異性で、ご家族で介助をする場合ですとか、あとトランスジェンダーなどで性別移行中の方とかはなかなか男女で別れたトイレは使いづらいというところもニーズとして表面に出てきました。

そういう多様な利用者のニーズを理解して、トイレ全体でユニバーサルデザインを進めるということを全体的な方向性とさせていただいております。

STEP 2がハード面でございますが、ここはやはり利用集中が多機能トイレなどに起きているということを改善するためには、施設や利用者の状況に応じて、できるだけトイレの設備などを分散させるというところがございます。

一つ目が、設備を分散して設置する工夫ということで、一般トイレの個室に乳幼児用とかオストメイト用の設備を分散するという方法でございます。右側に図面が描いてありますけれども、男女別に分かれているところの男性用の左側に、多機能トイレ

というか車椅子利用者対応トイレがございます。ここに今までオストメイトですとか、乳幼児用のベビーベッド、ベビーチェアなどが入っていたかと思いますが、男女それぞれのところで、一般トイレの個室の中に、オストメイトの個室を設けたりとかベビーチェアが設置された個室を設けると、車椅子利用者対応トイレのところは大分スペースができますので、そこに介助用ベッドを設置すると。さらに車椅子利用者対応トイレでは使いづらいニーズということで、異性介助の方、トランスジェンダーの移行中の方などが利用できるように、男女共用トイレを左側、車椅子利用者対応トイレの左側に設けるといったような、分散をした整備ということも考えられるということでございます。

左側に解説が出ておりますけども、一番下の男女共用トイレを設置するというところでいきますと、男女共用のスペースで少し広めであればいいというところで、知的・発達障害者の方ですとか認知症高齢者などで、異性による介助同伴が必要な方、トランスジェンダー等で使いにくい方などが利用できるというようなことです。

続きまして裏面に行きまして、施設全体で設備等を分散させるということで、トイレのエリアも限られますので、もし同じフロア内ですとか複数階で分散させるということもできるのではないかとこのところで、利用者の状況、そのフロアを利用する方がどういう方とか、スペースがどれだけ広げられるかといったことを考えて、分散して配置するということが考えられるということでございます。

それから三つ目ですが、なかなかどういう改善が必要か見えてこないというところでいけば、利用者の意見を取り入れてより使いやすくする工夫ということも考えられるというところでございます。新設とか改修の計画があるときに、利用される方にご参加をいただいて、設計段階から意見交換の場を設けて、この施設の用途規模ですとここまで必要ないとか、ここは利用者の方の意見が非常に強いのでこういった対応が必要じゃないかとかというところで、整備の内容を絞られていくといった利点もあるかと思っておりますので、トイレ整備においても当事者参画ということが重要ではということとでまとめております。

その次、3のところですが、STEP 3ですが、主にソフト面ということで、トイレ利用における様々な場面を想定した工夫というところでございます。一つ目はより使いやすく、分かりやすくする工夫ということで、ピクトグラムを出入口などに表示すると。ピクトグラムもいろいろな種類のものというか、いろいろデザインしたものとかも多く見受けられるところでございますが、やはり利用者の方からすると、同じピ

クトグラムを使っているほうがいろいろ見分けやすいというところなので、J I S規格でピクトグラムについても定められておりますので、そのJ I S規格で定められたピクトグラムをご使用いただくと。なかなかピクトグラムでオストメイト用設備とか介助用ベッドとか、何を意味するかということがあまりまだ広まっていない場合もありますので、そういう場合は名称を併記することが考えられますが、その場合もできるだけJ I S規格の中で定められた名称ということで、介助用ベッドも大型ベッドと言ったりユニバーサルベッドと言ったりいろいろな呼び方が出ておりますが、J I S規格の中では介助用ベッドという言い方をしておりますので、都の発信に際しては介助用ベッドで統一をさせていただいているところでございます。

それから空いている個室を分かりやすくするために、鍵の色で赤か青かで開いているかどうか分かる事例ですとか、あとボタンの配置ということで、ここも視覚障害者の方がよく洗浄ボタンと非常呼出ボタンを間違えて押してしまうというような困り事というのも聞いておりますので、車椅子利用者対応トイレについては、J I S規格に沿って配置ということで基準となっておりますが、一般トイレにおきましても、いろいろ電気系統とか場所の問題とかあることは承知はしているんですけども、介助用などの機械もJ I S規格に沿って、同じ配置にさせていただくと押し間違いなども防げるというところでご紹介させていただいております。

それから、2のより快適に使える工夫ということで、感覚過敏を持った発達障害の方とかには、光だとか音とかをコントロールできるような機能があると、自分に合った色とか周りの音というところで調整ができるということになります。

それから3、緊急時にも安心して使える工夫ということで、先ほども出てきました学校などにおいては、多様な避難者の利用も想定した整備というところで、トイレの分散ですとか、車椅子利用者対応トイレについて、避難される方の数に合わせて整備するといったようなことが考えられます。

それから4番目、トイレを選びやすくするための分かりやすい情報提供というところでございますが、こちらウェブサイトなどで、マップの中にそのトイレの場所があって、そこにどういう設備があるかということで書いていただくと、さらに商店街などであればちょっと広めのマップで、ここになかったらここに行けるとかということが見て分かるようになるというところで、自分が使えるトイレを探しやすくなるということになるということで、事例を紹介させていただいております。

それから5番目が、適正利用の関係ですけれども、本当に必要な人が使えるようにするためということで、適正な利用を呼びかけるということで、休憩とか着替えとかに使っている方というのもいらっしゃるかもしれませんが、やはり長時間の利用を控えるということを発信していただいたりですとか、あと介助用ベッドも出しっ放しですと、次に使う車椅子使用者の方が塞がって入れないといったこともあるので畳んでいただくとか、あとコロナ関係、大分進んではいると思うんですけども、便座の蓋を閉めるということも、やはり例えば共用のトイレの男性が使った後に便座が上がっていると、女性が次に使いづらいとかいうこともありますので、便座の蓋を閉めるようにするというのも各施設でメッセージを出していただけると、利用者の方のモラルとかマナーも向上するのではないかとこのところでございます。

以上が事例というところで、事業者団体と連絡協議会を通して効果的な事例ということで公募させていただいて、ご紹介いただいた事例も多く盛り込ませていただきました。本当にこのハンドブックの作成に関しましては、皆様には多大なご協力をいただきまして大変ありがとうございました。

都としても、このハンドブックを施設管理者の皆様、整備する方々にお示しさせていただきだけでなく、利用者の方に対しても広く呼びかけを行うということを、「選びましょう 自分にあったトイレ みんなのために」ということで、分散が進んだ際に、できるだけ真に必要な方が個室トイレを利用できるようにということで、普及啓発については引き続き進めさせていただきたいと思っております。

以上、ハンドブックのご紹介でございます。

続きまして資料2-2でございますが、ハンドブックの中には盛り込めなかったんですけども、部長からも冒頭挨拶で申し上げさせていただいたんですが、やはりトイレに関しては関心が非常に高くなってきているところございまして、都議会などでも取り上げられて、こういうほうが使いやすいんじゃないかというようなご意見などもいただいているところでございます。そういったハンドブックに盛り込んでいないものについて、こちらの資料で幾つかご紹介させていただければと思います。

まず事例1ですが、男性用トイレのサニタリーボックスということで、報道などでもよく出ているところがございますけれども、男性用トイレを使われる方の中で、病気などが原因で尿漏れパッドを使用している方などがいると。あと男性に性別移行したトランスジェンダーだけでも、生理がある方などもいらっしゃいます。そういった

方々にとっては、男性用トイレの中にサンタリーボックス、汚物入れがあると非常に使いやすいということがございます。

施設の設置事例を写真で示させていただいておりますけれども、男子トイレの個室におむつ交換台がある場合、おむつ入れとサンタリーボックスと別々に設けるといような事例になっております。サンタリーボックスが設置されている場合は、それが個室に入らなくても分かるように、出入口に書いてありますとか、あるいはトイレのレイアウト図の中に入れたりといった工夫が考えられます。

それから事例2ということで、男性用小便器などのそばの杖ホルダーということで、設置されている施設も相当今多いかなとは思っているんですけども、小便器の横ですとか、あと洗面台の横などに杖とか傘を立てておくためのフックがあると、そこに掛けて利用がしやすくなるという事例でございます。

それから事例3でございます。こちら荷物掛けフックの数とか高さについてでございます。例えばオストメイトの設備を利用される方については、手荷物が非常に多くなるというところで、オストメイト用設備があるところについては、複数設けると利便性が上がると。あと車椅子使用者ですとか、身体の障害の状況によって、あまり高いところに手が届かない。身長とかに配慮して、低いところでも掛けられる位置にフックを置くということをする、非常に利用者の方の利便性が高まるという事例でございます。

右下のところ、利用者の視点に立った環境整備のポイントというところでございますが、ここもやはり施設の用途ですとか、規模によってできることも限られておりますし、利用者の方がどういう困り事を持っているかということによって大分違ってくるかと思えます。全部が全部のことを同時に実現するってなかなか難しいと思えますので、そこは利用者とか施設の状況に応じた可能な環境整備ということを行っていただくのがポイントかと考えております。

また、その整備を行った後も、利用者の方が果たして使いやすいかどうか、使い勝手については継続的に検証をして、改善を重ねるということで、よりできるだけ多くの人々がストレスなく利用できるトイレ環境に近づけることができるというところでございますので、ここからここまでやればいいのか、最低限これやってくださいというところではなくて、それぞれの施設において可能な取組ということで、お示しさせていただいている事例を基にご検討いただければと考えておりますので、ご協力のほど、引き続きよろしく願いいたします。

資料の説明については以上でございます。

○小松会長 はい、ありがとうございました。

委員の皆様方、いかがでしょうか。トイレのバリアフリー、ユニバーサルデザインに関することでしたら、何でも結構です。例えば、業界でよく聞くトイレに関する事、またお客様からいただくお褒めの言葉や苦情でもいいですし、何かございませんでしょうか。いかがでしょうか。

(なし)

○小松会長 よろしいでしょうか。

それでは続きまして(3)、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)における宿泊施設の規定見直しにつきまして、都市整備局市街地建築部企画課長の代理の方から説明をお願いいたします。

○江藤建築企画課長代理 都市整備局建築企画課やさしいまちづくり推進担当の江藤でございます。

私のほうからは、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、いわゆる建築物バリアフリー条例の宿泊施設の規定の見直しについてご説明させていただければと思います。

資料については、資料3になります。同じものを画面のほうで共有させていただいております。

まず1、経緯・理由でございますけれども、先ほどの意見具申の東京2020大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況のほうでもご説明させていただきましたけれども、東京都では平成31年に東京2020大会ですとか今後の高齢化社会の進展などを見据えまして、建築物バリアフリー条例を改正いたしました。

その中で、新築、改築等を行う延床面積1,000㎡以上の宿泊施設を対象に、全国で初めて一般客室の基準を設置いたしました。

その後、東京2020大会を契機といたしまして、都民のバリアフリーに対する理解も深まりましたこと、それからこの3年間で東京都のほうで客室の整備状況ですとかメーカー様の製品開発状況などを調査いたしまして、今回、電動車椅子も含む車椅子の利用者がより利用しやすいように、一般客室の整備を促進するために、規定の見直しを行うことといたしました。

改正の具体的な内容ですけれども、2番の改正概要のほうに参考図と併せて内容を示させていただきます。

現行と見直し案について、新旧で載せさせていただいておりますけれども、①客室の出入口幅については、現行80cm以上、有効幅80cm以上としているものを、こちらは変更なしという形になります。

②浴室等の出入口幅、こちら便所も含まれますけれども、現行70cm以上、努力規定として75cm以上としておりますけれども、こちら見直し案としまして、客室面積15㎡以上で、75cm以上を義務とする形に変更をしたいと考えております。15㎡未満については、引き続き70cm以上ということでございます。

③の客室内の段差については、こちら変更なく段差を設けないという形で、引き続きお願いしたいと思います。

④浴室等前の通路幅、こちら浴室と便所の前の通路幅という形になりますけれども、現行ではこちら規定をしておりますけれども、15㎡未満で80cm以上、それから15㎡以上の客室では100cm以上というふうに考えております。こちら対象といたしましては、引き続き1,000㎡以上の新築、増築を行うホテル、又は旅館が対象となっております、既存のホテル又は旅館については、既存遡及はないという形になります。

こちらの案を、8月に1か月間パブリックコメントをさせていただきまして、結果については都市整備局のホームページに掲載しておりますけれども、7件のご意見がございまして、いずれも反対の意見はなかったという状況でございます。

3番、今後の予定でございます。今後の予定としましては、令和5年第1回定例都議会のほうに上程させていただきまして、承認いただきましたら、令和5年3月に決定・公布という形で予定をしております。

その後、半年間ほど周知の期間を取りまして、同年10月に施行という形にさせていただきたいと思っております。この半年間の中でパンフレットですとかセミナー等を開いて、周知をしていきたいと考えているところでございます。

説明は以上になります。

○小松会長 はい、ありがとうございました。

ただいまご説明がありました、宿泊施設における見直しにつきまして、委員の皆様方からご意見やご感想等、何でも結構でございますので、ございませんでしょうか。

アビリティーズ・ケアネットさん、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○小松会長 はい。

○中村委員 ありがとうございます。アビリティーズ・ケアネットの中村と申します。

この新しい基準の一般客室というのは、これはバリアフリールームという位置づけになるのでしょうか。車椅子の方を想定されてこの広さ、あるいはそのツールも有効幅という形を取られていると思うので、これはバリアフリールームになるのでしょうか。

といいますのも、議題（１）のところで合わせて3, 200室を確保されたという表現になっていて、しかしとうきょうユニバーサルデザインナビのほうでは、この一般客室としての部屋は恐らく含まれていないと思うんです。どう見てもユニバーサルデザインのほうは、3, 200室確保されているような表現にはなっていないことを考えると、バリアフリー法上のバリアフリールームに限定しているように思えてしまいます。いかがでしょうか。

○江藤建築企画課長代理 ご質問ありがとうございます。

こちらは、車椅子使用者用客室、バリアフリールーム以外の一般客室に対する基準になっていまして、ですので、バリアフリールームの基準としては別にございます。ホテルの1%に対して車椅子使用者用客室とするという形でバリアフリー法で位置づけられていまして、そちらを除く一般客室についての基準でございます。

バリアフリールーム以外の客室についても、車椅子の方ですとか高齢者の方が広く使いやすい客室になるようにということで、東京都のほうで条例を制定しているという形になります。

それから、先ほどの3, 200室については、こちら前回条例改正をしました平成31年以降に作られましたバリアフリー条例、一般客室の条例に沿って作られた客室も含まれておりまして、3, 200室は車椅子使用者用客室、バリアフリールームとその条例に沿って作られた一般客室の合計値という形になります。

ユニバーサルデザインナビのほうには、条例に沿って作られた一般客室という形で表示をさせていただいていまして、車椅子使用者用客室と区別するような形で載せさせていただいているところがございますけれども、全てが載っているというところでは現状ではないかなというところがございます。

○小松会長 よろしいでしょうか。

○中村委員 はい、ありがとうございます。

○小松会長 そうするとこれは、客室が全室対象になるということなんでしょうか。

○江藤建築企画課長代理 そうですね。

○小松会長 分かりました。

あとちょっと私から、これ10月施行となっていますけど、これは建築確認申請がこれ以降に出たのが対象。

○江藤建築企画課長代理 これ以降に、確認申請の確認済証が交付され、着工される建物が対象です。

○小松会長 この10月1日でこれが確定ということですね。

○江藤建築企画課長代理 これから議会のほうに上程させていただくので、そこで承認が下りればという形にはなります。今のところ10月1日で予定させていただいております。

○小松会長 これを満たしていないと許可されないということになるということですね。

○江藤建築企画課長代理 そうですね。

○小松会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに何かご質問ありますでしょうか。

(なし)

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

続きまして、(4)福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルについて、事務局から説明をお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。それでは議事(4)につきまして、資料4を基にご説明をさせていただきます。

建築物バリアフリー条例がバリアフリー法に基づく委任条例になっておりますが、福祉のまちづくり条例においても、独自条例ということで、バリアフリー条例よりもさらに施設の対象となる面積を引き下げたりとか、整備基本項目を追加したりということをしております。ただ、バリアフリー条例と重なる部分については、施行規則上の基準の届出というところは省略というような関係性になっております。

建築物バリアフリー条例は建築物だけなんですけれども、福祉のまちづくり条例に関しましては、一定規模以上の建築物のほか、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場など全て対象にしておりますので、今回施行規則の改正というところで、幾つかの要素があって改正を行うということになっております。

改正の目的としましては、ユニバーサルデザインのまちづくりを一層推進するということでございますが、主な変更点として三つの要素がございます。

1 点目が、先ほどご説明いたしました建築物バリアフリー条例の宿泊施設の一般客室について、基準が変わりますので、福まち条例上の規則の中の基準もそれに合わせて変更するというものになっております。

ただ、建築物バリアフリー条例で1, 000㎡以上の宿泊施設は全て対象になっておりまして、その他類するものということで福まち条例で拾うような形になっているんですが、ほとんどの宿泊施設については、バリアフリー条例に基づいて建築確認申請する際に、バリアフリー条例を適用しているかどうかというところの審査を行うというところになります。ただ文言上、福まち条例の規則上も合わせた整備をするといったことで文言を合わせるというような改正が1点目でございます。

2点目、道路に関してでございます。こちら令和3年に省令が改正されておりまして、その症例の解説を行ったガイドライン、望ましい整備なども含めたガイドラインというものが、令和4年の6月に出しております。その最新の省令ですとかガイドラインの表記に合わせた整備ということが必要になっております。まだちょっとこちらについて庁内で調整している最中でございますので、今日は予告編みたいな形で、今のところこういう項目を考えていますということで捉えていただければと思います。

一つ目が、整備基準の整備項目についてでございますが、これまで歩車道の分離とか、歩道の有効幅員とか、歩道と車道との段差、交差点における切上げ、細街路と交差する場合とかそういう用語を使っていたんですけども、ちょっと分かりにくいんじゃないかというところで、例えば、まずは歩道の基準なら歩道と言って、その次に括弧書きで歩車道の分離とか、歩道の有効幅員とか、歩道舗装など、歩道の基準であることが分かりやすくするというような用語の整理ということが1点目と考えているところでございます。

それから2点目が、視覚障害者誘導用ブロックの整備基準についてでございますが、こちら黄色を原則とするということがございまして、他の色も選択できるというような表現になっているんですけども、一応やはり輝度比の確保ということが大事ですので、その輝度比を確保できる措置を講ずるということを明記してはどうかというところで、担当部局と現在調整をしているところでございます。

それから自動車の駐車場ということで、あくまでも道路附属物としての駐車場になります。道路法に基づくものですね。ですので、建築物に附属する駐車場とか路外駐車場はこちら対象外になりますが、例えばサービスエリア、パーキングエリアとか道の駅など、道路法に基づく道路附属物の駐車場の基準でございます。こちらは障害者用

駐車施設の数ということで、今まで1以上となっていたものを、200台以上か200台未満かで50分の1とするか100分の1足す2にするかというところでちょっと省令が変わっていますので、その反映をしてはどうかというようなことで今担当部局とお話をしているところでございます。

それから三つ目でございますが、公共交通機関の旅客施設、こちらについても令和3年1月に省令が改正になっておりまして、ガイドラインも変わっております。規則に関係するところについては、公共交通施設における休憩設備、ベンチ等の整備基準というところでございますが、駅のホームにあるベンチですとか、あとバスターミナルのベンチなども含まれるかと思えます。

ベンチなどの休憩設備において優先席を設ける場合に、そこが障害者の方と高齢者の方が優先される旨の標識を設けるというものが省令に入っております。これを規則の中でも設けるということで現在ちょっと考えているところでございます。

ですので、いずれも他の法令などによって、福まち条例規則にも反映が必要なものということで、今現在調整、精査をしているところでございます。

3の今後のスケジュールについてでございますが、いずれの項目についても令和5年3月公布を予定、令和5年10月施行予定となり、次にマニュアル改訂ということでございます。福祉のまちづくり条例に関しましては、施設整備マニュアルということで、規則の基準ですとか基準の解説、あるいは基準ではないけれども望ましい整備ということについて、冊子を作成させていただいて、それを基に条例の審査を行ったりですとか、事業者の皆様へ設計のときに参考させていただくということで作成をしているところでございます。

今回の規則改正につきましても、それを反映させた上でマニュアルのほうについても変える予定でございます。改訂した後のマニュアル、また印刷したものを、令和5年度に印刷する予定ですので、印刷ができましたらまた皆様のところにお送りさせていただきますので、現在のマニュアルから新しくお送りするマニュアルに変わるというところで、ご理解、ご協力をいただければと思っております。

また、施行規則の改正については今後庁内調整などによって変わるところがございますが、この場をお借りして現状考えているものということでアナウンスをさせていただきましたので、全部これでフィックスというものではなくて、現時点の予定ということで捉えていただければ幸いです。

説明は以上になります。

○小松会長 はい、ありがとうございました。

今後の施設整備マニュアルの改定につきまして、委員の皆様方からご意見、ご感想等何かございませんでしょうか。

(なし)

○小松会長 よろしいでしょうか。

それでは続きまして（５）東京都「心のバリアフリー」サポート企業連携事業について事務局から説明をお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。それでは議事の（５）につきまして、資料５－１に沿ってご説明をさせていただきます。

「心のバリアフリー」サポート企業連携事業につきましては、事業者団体と連絡協議会の会員の皆様にも多大なご協力をいただきまして、会員企業様にいろいろ周知をいただいたりとか、ご協力いただきまして大変ありがとうございます。

今年度もこちらの募集をしておりますので、改めてお願いということで申し訳ございませんけれども、ご説明させていただきたいと思っております。

事業の概要につきましては、心のバリアフリーに主体的に取り組んでいただいている企業などを登録しまして、東京都のホームページの中でその企業の一覧ということ公表させていただいております。特に優良な事例については、その取組事例の内容も含めて公表させていただいているところでございます。

登録の要件としましては、必須事業と任意事業に分かれます。必須事業というところでいきますと、従業員の方の心のバリアフリーを推進するための取組ということで、例えば心のバリアフリーをテーマにした研修などを開催しているといったところが必須事業になります。

それに加えて、任意事業をやっていただければ登録できるというところで、例えば都民の心のバリアフリーを推進するための取組ということでポスターを作成するというところで、ここの都民というところには利用者の方々、顧客の方々ということも含まれます。

それから、行政機関ですね。都とか区市町村などが実施する心のバリアフリーの推進をする取組へ協力をするというところで、地域のイベントですとか講演会などをやる場合にそこに参加、協力をいただいているといったことも対象になります。その他、心のバリアフリーを推進するための取組ということで、任意事業をいずれかやっていただければ、登録の要件ということになります。

登録のメリットというところでは、先ほど申し上げたとおり、例えば東京都のホームページの中では、サポート企業の一覧を公表させていただいていますのと、好事例企業にも登録をいただくと取組内容を公表させていただくというところが一つございます。

また、サポート企業になったとか好事例企業になったというところで、各社さんで自社のホームページなどで公表いただくことが可能になるというところがございます。

あと、東京都が主催する各種のイベントの中で、好事例企業の取組報告ということで、好事例企業になったところ全て含めた事例発表会ということで、後ほどまたご紹介させていただきますが、そういう場もありますし、そのほかにも新規の登録を考えている企業に対してのセミナーを行う際に、好事例企業になっていただいた企業に取組内容を発表していただいて、登録の際の参考にしていただくというようなことも行っておりますので、そういう企業間での連携ですとか相乗効果みたいなところも期待しているところがございます。

また、都庁の中で好事例企業になったところについてのパネルを作成しまして、一定期間都庁の1階のところに掲示をして、来庁される方々に見ていただくと、そういったこともしているところがございます。

下側にあるのが参考の情報なんですけれども、意見具申のところでご説明させていただいた都民の意識調査の中で、心のバリアフリーを進めるために効果的だと思う取組って何かということで、複数回答可ということでアンケートを採りました。一番はユニバーサルデザイン教育を児童生徒に対して行うというところなんですけど、その次に民間事業者による普及啓発、民間事業者が従業員に対して行う接遇向上研修というのが非常にパーセンテージが高くなっているところですので、都民の皆様からも、企業の皆様の取組に期待するところは非常に大きいんじゃないかなというところで、参考までに掲載させていただいております。

右側が実績でございます。平成30年度にこの事業開始をいたしまして、令和2年度はちょっとコロナの影響で事業自体の実施を見送ったところがございますが、令和3年度までにサポート企業については405社、好事例企業については36社の方に登録をいただいたというところがございます。

今年度、好事例企業のほうの募集については締め切っているんですが、サポート企業の登録については引き続き募集をしております。今月末2月28日までの締切りで募集をしております、募集のパンフレット、登録、応募の仕方などについては、こち

らの資料のパンフレットをご参照いただき、ぜひ会員企業の皆様に多く登録をいただければと考えておりますので、引き続き周知のほうのご協力をよろしくお願いいたします。

説明については以上でございます。

○小松会長 ありがとうございます。

ただいまご説明がありました「心のバリアフリー」サポート企業について、委員の皆様方からご意見、ご感想等何かございませんでしょうか。

(なし)

○小松会長 よろしいでしょうか。

それでは続きまして、(6)その他について事務局から説明をお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。それでは、その他についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず障害者等用駐車区画についてですけれども、こちら、パンフレットですとかポスターを作成して、事業者団体等連絡協議会の会員の皆様へ周知をいただくとともに、毎年11月、12月のキャンペーンのときには、こちら配布をいただいたりとかポスター掲示をいただいたりということで、ご協力いただきまして大変ありがとうございます。

やはり障害者等用駐車区画もそうですし、車椅子利用者対応トイレですとか、駅の優先席なども含めてですけれども、やはりこういうバリアフリー設備については、適正にご利用いただくことによって、真に必要な人が使えるということになりますので、やはりその利用者の方々、各施設のお客様などのご協力が不可欠というところがございますので、都としましてはまた引き続き、普及啓発の方法としてはさらに多角化するようなことも考えておりますので、またこちらのチラシとかポスターの掲示については、来年度キャンペーンのときにご協力をお願いすることになるかと思っておりますし、またそれ以外にも、こういうグッズを作ったので、広めていただくようよろしくお願いいたしますというご依頼をさせていただくことも増えていくかと思っておりますので、引き続きご協力をお願いできればと思います。

続きまして、ユニバーサルデザインナビでございます。こちらちょっと毎回のご案内で非常に恐縮ではございますけれども、東京都福祉保健財団が作成しておりますポータルサイトでございますので、やはり情報をより充実させていくということが大きな

テーマになっていますし、情報を充実させることによって、利用者の方が使いやすくなるというところがございます。

ですので、ただユニバーサルデザインナビでリンクを張るときに、各施設でホームページで発信をしていないと、ご紹介というかリンクが貼れないというところがございます。やり方としては、ユニバーサルデザインナビの中で、例えば各店舗とか各施設で設けているバリアフリー設備について、電話で問合せをして、設置していればこれに載せるというようなやり方は取っていなくて、各施設のホームページで出ている情報にリンクするために、その基本となる情報をこちらのUDナビの中で載せているという形になります。

先ほどアビリティーズ・ケアネット様からご質問いただいたとおり、ホテルの車椅子使用者客室ですとか一般客室で、バリアフリー条例の基準を守っているものについても、ホテルが発信していれば非常にアクセスがしやすくなるというところで、一応その車椅子使用者客室が何室ですとか、バリアフリー条例の基準に沿った部屋が何室ということもユニバーサルデザインナビの中でご紹介させていただいているんですが、それがどういうフロアにあるとか、アメニティ設備がどういうものかというところは、なかなかホテルの中のホームページでないと必要な情報が得られないというところもあるので、ユニバーサルデザインナビのところを足がかりにして、その施設のホームページで必要な情報を得やすくするというためのものですので、各施設の皆様にできるだけ分かりやすく発信をしていただくというところが、どうしてもユニバーサルデザインナビの事業の展開において非常に重要な要素でございますので、こちらのユニバーサルデザインナビのリンクというところに関しては、引き続き施設情報の発信というところでご協力いただければと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、障害者差別解消シンポジウムでございます。

こちらは、障害者差別解消法の趣旨に添って、都民の方、それから事業者の方向けに行うシンポジウムとなっております。ただ、コロナの状況等も勘案して、またより多くの方に視聴いただくということで、動画配信という形式を取らせていただいております。今年の3月10日から24日まで動画配信しておりますので、ぜひ周知をお願いできればと思っております。裏面のところにプログラムがありますけれども、都の施策というところで手話言語条例ですとか情報保障の取組についてご紹介させていただき、そのあと、先ほどご紹介した「心のバリアフリー」のサポート企業の好事例企業の報告会ということで、各事業者からそれぞれの事例をご紹介するというところで

画を配信する予定となっておりますので、ぜひご関心のある方は視聴いただければということで、会員企業様に周知いただければ大変ありがたく思います。よろしく願いいたします。

続きまして、何点か障害者施策関係で資料をつけさせていただいております。

まず一つ目が、ヘルプマークについてです。平成24年に作成配布を開始しまして、今年度で10年目を迎えております。おかげさまで令和3年10月には全都道府県でヘルプマークということで導入されておりまして、認知度もかなり向上しているところでございます。ヘルプマークの意味などにつきましては、今後とも周知を図っていくところでございます。各事業者団体の皆様におかれましても、ポスターの掲出など引き続きご協力をお願いできればと思います。

続きまして、デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション使用支援事業でございます。こちらも前回ご紹介させていただいておりますが、改めてまたご紹介させていただければと思います。スマホを活用した遠隔手話通訳あるいは電話代理支援、この二つのサービスを、都庁舎や都の事業所で提供しているところでございます。

これまで手話通訳が必要な場合は、手話通訳者の方が同行をしているということが一般的でした。ただ、こちらを利用しますと、手話通訳者の方が同行しなくても、スマホを通じて遠隔手話通訳サービスが利用できます。また自宅からでも、電話での問合せなども可能になるというものでございます。番号の付与ですとか折り返し、緊急通報とかはできないんですけれども、遠隔手話通訳とつながるタブレットの貸出ということも継続して実施をしているところでございます。

東京都と同様の遠隔手話サービス等を導入されている銀行ですとか、保険会社、病院などがいらっしゃるということも聞いております。各事業者団体の皆様におかれましても、東京都の取組を参考にさせていただいて、ぜひこういった取組についてもご協力をお願いしたいと思います。

最後に、電話リレーサービスについてでございます。こちらは、日本財団のほうで今周知をしているところでございます。令和3年の4月に公共インフラとして開始したところでございます。聴覚ですとか、発語に困難がある方と聞こえる方の間を、通訳オペレーターが手話ですとか文字と音声とを通訳することによって、24時間365日、電話で双方向をつなぐサービスとなっております。

先ほどのデジタルコミュニケーション支援事業とは異なって、事前登録制となっております。登録すると電話リレー専用の電話番号が付与されます。この番号を介して

折り返し電話も可能ですし、また緊急通報ということで110番ですとか119番、118番も利用可能となっております。

障害などがある従業員の方の利用目的としまして、法人が登録を行うことも可能となっております。電話リレーサービスを利用して、電話があった場合には適切に対応していただけるよう、各団体の会員の皆様に、こちらについても周知のご協力をお願いできればと思っております。

以上、その他の事項の資料のご説明は以上になります。

○小松会長 はい、ありがとうございます。

以上で本日の議事、並びにお配りしている資料の説明は全て終了いたしました。本日の議事についてのご意見やご質問がございましたらば挙手をいただき、ご発言いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

(なし)

○小松会長 よろしいでしょうか。

それでは、これで質疑応答を終了させていただきます。

最後に、事務局から何かございますか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。本日は様々ないろいろご説明させていただきましたけれども、事業者団体等連絡協議会にご参加いただきまして本当にありがとうございます。また、会議の終了後にも、本日の議題に関して何かご意見とかご質問がありましたら、ご遠慮なく事務局のほうまでご連絡をいただければ、ご対応させていただきたいと思えます。事業者団体等連絡協議会の皆様には、様々な都の施策においていろいろご協力いただいているところですが、今後も引き続きご協力をお願いできればと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○小松会長 はい。

それでは以上をもちまして、令和4年度東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会を閉会といたします。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、ありがとうございました。

(午後3時01分 閉会)